

8. 住宅使用料・専用駐車場使用料（家賃等）について

- (1) 毎年の住宅使用料は、入居者の収入（所得）や住宅の利便性（立地、規模など）に応じて決定されます。そのため、毎年収入を申告していただきます。この申告をされませんと、民間アパートと同程度の住宅使用料を課すこととなりますので、ご注意ください。また、収入基準を超え高額所得と認定された方は、住宅を明け渡していただきます。
- (2) 家賃等の支払期限は、月末（その月の末平日、平日で無い場合は翌平日）となっています。期限までに、お支払いがない場合は、督促状を発送します。また、連帯保証人に家賃の支払いを求めることもあります。
- (3) 家賃等とは別に共益費（外灯・階段等の電気料や電球代、共用水栓の水道料、その他共同して使用する施設の運営に要する費用等）が入居者負担となります。（共益費の運営は入居者の皆さんで行います。）
- (4) 入居時の敷金はありませんが、退去時に畳・ふすま等の修繕費用の一部を負担していただきます。

9. 入居にあたってお守りいただくこと

- (1) 市営住宅は、多数の方が入居する共同住宅として形成されていますから、入居者の方が協力し合いながら、快適に生活できる団地になるように心掛けてください。
- (2) 動物の飼育・預かりは禁止です。
- (3) 騒音など、他の入居者へ迷惑となるような行為はしないでください。
- (4) 自動車は決められた区画や場所に駐車してください。また、専用駐車場の利用は1世帯1台までが原則です。（専用駐車場が無い、または世帯数分の駐車台数がない団地もあります。）なお、通路など他人に迷惑となる場所には駐車しないでください。